

本資料の作成に当たって

1. 施設区分

「施設区分一覧表」（別表）に従い、令和4年4月1日現在における公立スポーツ（社会体育）施設を対象とした。

2. 完成年度を○で囲んだものは文部省補助により設置したもの、□で囲んだものは学校体育施設からの転用を示す。

3. 規模、施設内容

区 分	規 模	施設内容	区 分	規 模	施設内容
①運動広場	競技場の敷地面積 (㎡)		⑩学校体育施設開放施設(クラブハウス)	建築面積 (㎡)	部屋の名称と数
②コート	コートの区画面積 (㎡)	面 の 数	⑪体力づくりコース	コースの距離 (km)	
③野球場	敷地面積 (㎡)	グラウンド (㎡) 両翼、中堅距離 (m)	⑫スキー場	敷 地 面 積 (㎡)	
④体育館	建築面積 (㎡)	競技場面積 (㎡) タテ、ヨコ (m)	⑬スケート場	競技施設面積 (㎡)	
⑤水泳プール	全水面積 (㎡)		⑭馬 術 場	敷 地 面 積 (㎡)	競技場面積 (㎡)
⑥柔剣道場	敷地面積 (㎡)	競技場面積 (㎡)	⑮サイクリングコース	コースの距離 (km)	
⑦弓道場	〃		⑯漕艇場又はヨット場		艇庫、保管庫の延面積 (㎡)
⑧相撲場			⑰キャンプ場	敷地面積 (㎡)	
⑨学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	被照明面積 (㎡)	明るさ (ルクス)	⑱ハイキングコース	起点から終点までの距離 (km)	
		W×灯×基	⑲射撃場	敷地面積 (㎡)	

(注) ④体育館、⑤水泳プール、⑥柔剣道場、⑦弓道の構造については、次のように表示した。

鉄筋コンクリート造 (RC)、鉄骨又は鋼鉄造 (S)、木造 (W)、アルミ造 (AL)、
コンクリートブロック造 (CB) プレストレストコンクリート造 (PC)、F・R・P
(FRP)、ステンレス (ST)

4. 備考

- (1) 同区域内に各種の施設が併設されている場合は、その旨を記載した。
- (2) 施設で所有している競技用備品のうち、他施設への貸出しの可能なものを記載した。

(別表)

施設区分一覧表

施設名	規模等基準	施設名	規模等基準
運動広場 (A)	<ol style="list-style-type: none">屋外で運動を行うための陸上競技場、球技場（サッカーなど）及び運動広場で敷地面積10,000㎡を標準とする。管理室、更衣室、シャワー室、便所器具庫等のほか談話室を設けることが望ましい。夜間照明施設を設けることが望ましい。	水泳プール	<ol style="list-style-type: none">幼児用プールを併設することが望ましい。足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼、うがい等の設備があること。管理室、更衣室、便所、器具庫等のほか、談話施設を設けることが望ましい。年間を通じて利用できるように、屋内温水プールとすることが望ましい。
運動広場 (B)	<ol style="list-style-type: none">高齢者向け軽スポーツ（ゲートボール・グラウンドゴルフ等）が行える多目的運動広場で、面積1,000㎡を標準とする。更衣室、便所、談話室等を設けることが望ましい。	柔剣道場	柔道場、剣道場のほか、更衣室、シャワー室、便所、器具庫、談話室等を設けることが望ましい。
コート	<ol style="list-style-type: none">屋外のテニスコート、バレーボールコート及びバスケットボールコート。管理室、更衣室、シャワー室、便所器具庫等のほか談話室等を設けることが望ましい。夜間照明施設を設けることが望ましい。	弓道場	<ol style="list-style-type: none">弓道の試合（主として近的）が行えるもの。射場、的場のほか、巻わら室器具庫、便所、更衣室を設けることが望ましい。
野球場	<ol style="list-style-type: none">外野フェンス、バックネットマウンド等野球場必置の設備を有するもの。管理室、更衣室、シャワー室、便所器具庫等のほか談話室を設けることが望ましい。夜間照明施設を設けることが望ましい。	相撲場	<ol style="list-style-type: none">標準規格の土俵を有すること。更衣室、便所、シャワー室を設けることが望ましい。屋内施設であることが望ましい。
体育館	<ol style="list-style-type: none">体育館の床面積は720㎡以上を標準とする。総合体育館（総床面積3,000㎡以上）を含む。体育館として必要な施設を有するほか、トレーニング室健康相談室、喫茶室、談話室等を設けることが望ましい。	学校体育施設 開放施設（屋外運動場夜間照明施設）	<ol style="list-style-type: none">地上面における平均照度が50ルクス以上。被照明面積6,000㎡を標準とする。クラブハウスを併設することが望ましい。

施設名	規模等基準	施設名	規模等基準
学校体育施設 開放施設（クラブハウス）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 更衣室、シャワー室、便所、器具庫、談話室等を設けること。 2. 床面積100㎡を標準とする。 3. 夜間照明施設を併設することが望ましい。 	キャンプ場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境に恵まれ、安全性が確保されていること。 2. 給水設備、便所、じんかい処理施設、緊急避難施設等を有すること。
体力づくり コース	歩走路と簡易運動場を組み合わせた野外での身体活動の場	ハイキング コース	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境に恵まれ、起伏があまり激しくないこと。 2. 道標、休憩所が設けられていること。
スキー場	<ol style="list-style-type: none"> 1. コース内は切り株、岩石などの障害による危険性のないこと。 2. 初心者も安全に滑れるように配慮されていること。 3. 休憩所、救急所、安全管理施設、標識等を備えていること。 4. リフト又はロープ塔の設備があること。 5. 夜間照明施設を設けることが望ましい。 	射撃場	/
スケート場	パイピングスケートリンク		
馬術場	20m×60m以上の規模を有し、必要な設備があつて競技の行えるもの。		
サイクリング コース	<ol style="list-style-type: none"> 1. 起伏があまり激しくなくて、安全性の確保に十分配慮されていること。 2. 道路幅は2m程度であること。 3. 専用の道路であること。 4. 道標、修理所を含めた休憩所じんかい処理所が設けられていること。 		
漕艇場又は ヨット場 (ヨットハーバー)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助設備を有すること。 2. 艇庫を建設することが望ましい。 		